

# 野菜の価格補てん 制度改正について

農林省食品流通局野菜計画課

大 竹 勝

野菜の安定的な供給を確保し、価格安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を推進するとともに、需要に見合った計画的・安定的な生産出荷を図ることが基本であるので、農林省では、まず、作付の減少を避けるため全国に796カ所の野菜指定産地を設け、作付面積の変動をある程度おさえるとともに、大衆的な露地野菜はなんなどいっても天候に左右される変動が大きいので、これを防止するため灌漑施設の整備等を行っている。

換言すれば、野菜生産農家の再生産意欲を阻害しないようにする制度を、設ける必要があるわけである。この制度の機能は、野菜の価格変動の影響を緩和することによって、野菜農業の安定的な発展を図りながら、国民経済の発展に寄与することである。それは、

① 野菜価格の変動による生産者の所得が、極端に変動するのを避け、

② 野菜生産者に不利な交易条件を是正し、野菜による所得を妥当な水準に維持し、野菜生産者に合理的な生活水準がえられるようにし、

③ 野菜の価格水準を安定させ、生産者の所得安定、消費者の生活安定に資するとともに、消費者の負担しうる限度で、野菜の消費がおこなわれるような価格水準に維持する。

④ 需給不均衡によって、供給の不足や供給過剰を起さないように、野菜の生産を需給事情、生産条件およびその他の経済事情に順応して、消費者の有効需要に応じた生産ができるようにするとともに、

⑤ 消費者の需要の変化に生産を適応させ、生産構成を需要に応じて変化させながら、生産の拡大を図ること、

⑥ 計画的な生産出荷を行い、生産要素の適正配分を可能ならしめることによって、生

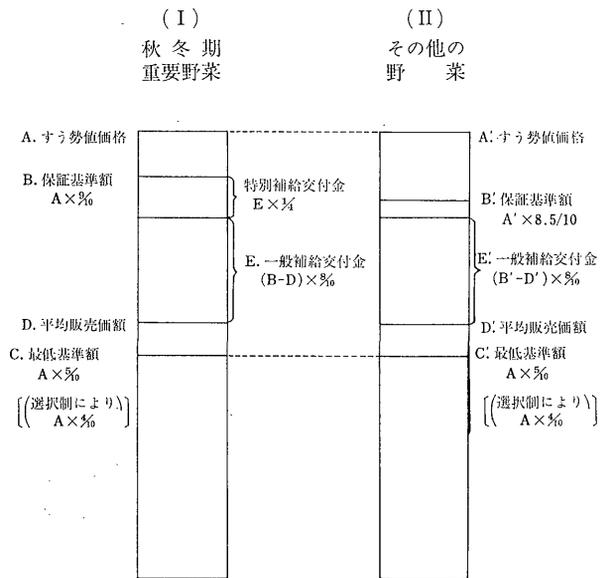
産出荷の合理化を促進すること。

を目的とするものである。

野菜価格の変動の不安定性は、生産が自然的な植物的諸条件により制約を受けていることと、野菜の商品特性である貯蔵性に乏しく鮮度が重要で、他の商品とは異った性格をもっていて、経済的条件が変動することがあるということである。

これらを克服するための施策がとられ、生産者団体の自主的な組織により、計画的・安定的な生産出荷の確保を通じて、短期的・地域的な需給の不均衡を是正し、生産者団体による生産出荷調整機能を高め、価格の安定を図るとともに、大消費地域における生産・出荷調整に係る野菜の市場価格が著しく低落した場合に、その差額の一部を、予じめ積立てられた資金をもって、生産者に生産者補給金を交付する制度—これが「野菜価格補てん

## 1. 野菜価格補てん制度の仕組み



1. 国庫補助率 75% (I) 65% (II)
2. 市場の月平均価格が、保証基準額を下回った場合に補てんを行う。

ん制度」である。(図1参照)

石油ショックに便乗して高騰した諸物価は、まさに狂乱状態で進行したため、生産資材や出荷輸送の運賃の値上り等が農業生産に大きく影響して、計画的・安定的な生産・出荷が制約を受けることが懸念されるので今回、野菜価格制度におけ

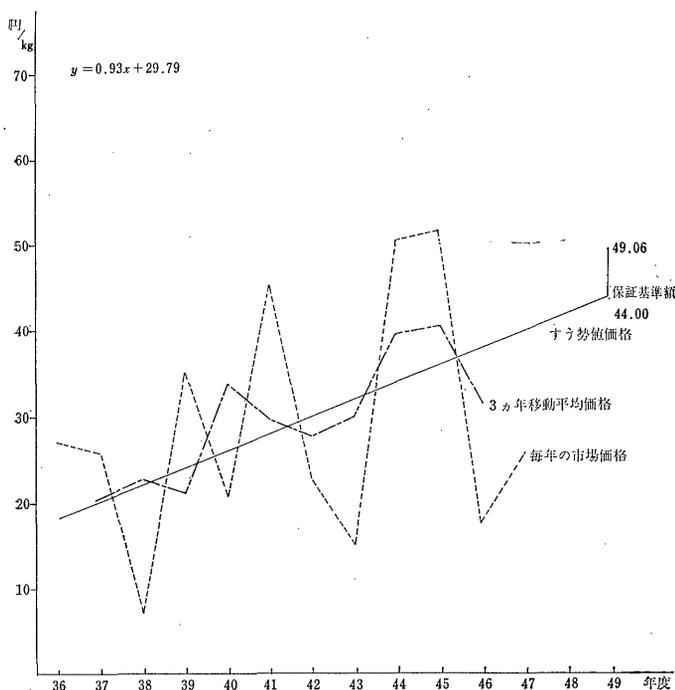
る保証基準額を改訂するはこびとなった。すなわち、

従来、すう勢値価格によって保証基準額を算定することは、需給実勢に基づいて野菜の価格を安定させようとするものであって、生産・出荷のコストは長期的には、需給実勢価格に反映されるという考え方に立つものである。

物 価 修 正 の 項 目

生産費および出荷経費の構成項目	農村物価指数
肥料費	肥 料
薬剤費	農 薬
光熱動力費	重 油
園芸施設費	建築資材
農具費	農 具
包装荷造材料費	諸材料および加工原料
出荷運送費	輸 送 費

2. 京浜地域キャベツの(1月10日~3月31日) 図式



今回の異常な物価上昇に伴う保証基準額の改訂は、最近の異常な物価上昇に伴う生産資材費・出荷経費および運賃の上昇が、需給実勢に反映するまでには相当の時間差があるので、生産意欲の低下につながらないように措置しようとするものである。

と、同時に、保証基準額の算定を、コスト主義に転換しようとするのではなく、従来の需給実勢主義をとりつつ、物価修正等を行うものである。このような生産・出荷費用の増嵩が、需給実勢に反映されるまでの間の、緊急的な措置であるという考え方に立って、次により修正した。

$$P = P_0 \left\{ 1 + \sum a \left( \frac{I_1 - I_0}{I_0} \right) \right\}$$

Pは保証基準額算定の基礎とする野菜の市場価格、

P<sub>0</sub>は昭和36年度から47年度までの当該野菜の市場価格から3カ年移動平均値を求め、一次回帰式による49年度すう勢値価格。

aは、野菜の別表の各構成項目が、生産・出荷経費(生産費に包装荷造材料費および出荷運送費を加算する。)に占める割合。

I<sub>1</sub>は、野菜を生産・出荷するに要する項目の、昭和48年11月から昭和49年1月の平均の農村物価指数(3月の石油の上昇分を加味)

I<sub>0</sub>は、野菜を生産するに要する項目の、昭和49年度のすう勢的な農村物価指数

また、施設野菜と露地野菜の構成項目を区分し、施設ものは肥料、薬剤、光熱動力、園芸施設、農具、包装荷造材料および出荷運送とするが、露地ものは、施設ものにある光熱動力および園芸施設が除かれる。

おわりに、零細な野菜生産者が個々まちまちに対処しないで、農業協同組合等生産者を結集してこの難局に対処し、共同出荷を計画的に行うとともに、共同販売および共同購入を進めると同時に、生産・流通の合理化のための制度を活用してコストを下げ、収益性を向上させることが当面の課題であろう。